

## 令和7年度以降の区立保育園の民営化について

令和7年度以降の区立保育園の民営化の方針については、「保育のあり方検討部会報告（平成29年9月）」において保育需要や財政状況も踏まえて、民営化した保育園の効果を分析し、令和4年度までに決定することとしており、この報告に基づき検討を行いました。なお、保育施設の整備に重点を置いたこれまでの取組の結果、現時点での保育需要に応えるために必要な保育定員数を確保していることから、検討に当たっては、今後、保育の質のさらなる向上に重点を置く必要があること等に留意しました。

この検討の結果、以下のとおり、進めることとしましたので、報告します。

### 1 区内保育施設の状況（令和4年4月時点）

- 区内の保育施設数は、平成22年には98所であったが、令和4年には274所まで増加。
- 区立保育園は、公設公営（以下「直営」という。）30園、公設民営（以下「指定管理者」という。）3園の計33園で運営しており、区内保育施設に占める直営の割合は、10.9%（30園/274所）。
- 区立保育園（指定管理者含む）が、認可保育所全体に占める割合は18.1%。他区と比較し、区立保育園が多い状況ではない（別紙1参照）。

### 2 区立保育園の民営化の状況

#### （1）民営化の取組における効果分析と課題

- 平成16年度に初めて区立保育園を民営化して以降、14園の民営化に取り組んできた。現在、直営3園と指定管理者3園の民営化を進めており、令和7年4月時点において、区立保育園は民営化の取組以前の44園から27園に減少する。これに伴い、区立保育園の保育士定数は、平成15年度時点の668名から475名になる見込みである。
- また、保育所の運営経費は、子ども・子育て支援法に基づき、区立保育園は区が負担する一方、私立保育所は国、都及び区で分担して負担する仕組みである。これにより、令和4年度の事業別行政コスト計算書における令和3年度の運営主体別園児一人当たり差引行政コスト純額の計算では、直営2,469千円、指定管理者1,987千円及び私立保育所1,104千円／年間となり、私立保育所は直営と比較し、区の負担が4割程度であった。こうした民営化の取組を進めることで、行政コストの縮減を図り、待機児童ゼロのための施設整備と、持続可能な財政運営の両立を図ってきた。
- 他方で、「1 区内保育施設の状況」のとおり、区内の保育施設が急増した状況において、区の保育の質の維持・向上が一層必要となっており、そうした中で、区立保育園が担う役割は重要性を増している。

#### （2）区立保育園が担う役割（別紙2参照）

### 3 令和7年度以降の区立保育園の民営化について

- 上記2（2）の区立保育園の役割を確実に展開していくため、地域における現状の区立保育園の配置に鑑み、当面、民営化は行わず、区立保育園27園（令和7年4月）を維持する。
- 今後の区立保育園のあり方については、現在進めている民営化の取組終了後、保育を取り巻く状況の変化や「民営化・民間委託等の導入効果等の検証」の結果も踏まえ、区の保育施策の着実な推進と保育の質の更なる向上の観点から、令和8年度に予定している総合計画・実行計画等の改定に合わせて改めて検討する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月 区ホームページ等により区民周知

## 自治体別認可保育所に占める公立保育所の割合一覧

自治体	設置主体									計	区立の割合	順位 (降順)
	区市町村	社福法人	営利法人	公益法人	医療法人	他の法人	事務組合	赤十字	その他			
千代田区	6	7	10	0	0	0	0	0	0	23	26.1%	14
中央区	14	7	48	0	0	1	0	0	0	70	20.0%	7
港区	20	9	48	0	0	2	0	0	0	79	25.3%	13
新宿区	11	12	36	0	0	3	0	0	0	62	17.7%	3
文京区	19	8	59	2	0	8	0	0	0	96	19.8%	6
台東区	11	8	22	0	0	3	0	0	1	45	24.4%	11
墨田区	25	22	31	0	0	0	0	0	2	80	31.3%	19
江東区	44	38	85	2	0	7	0	0	0	176	25.0%	12
品川区	42	18	72	0	0	3	0	0	0	135	31.1%	18
目黒区	16	21	58	0	0	2	0	0	0	97	16.5%	2
大田区	37	43	101	0	0	10	0	0	1	192	19.3%	5
世田谷区	45	111	46	1	0	11	1	0	0	215	20.9%	9
渋谷区	18	16	19	0	0	3	0	0	0	56	32.1%	21
中野区	10	26	52	0	0	3	0	0	0	91	11.0%	1
杉並区	33	49	94	0	0	6	0	0	0	182	18.1%	4
豊島区	19	26	47	0	0	0	0	0	0	92	20.7%	8
北区	43	24	25	0	0	4	0	0	1	97	44.3%	23
荒川区	20	16	22	1	0	1	0	0	0	60	33.3%	22
板橋区	38	51	47	0	0	3	0	0	1	140	27.1%	16
練馬区	60	21	103	0	0	7	0	0	0	191	31.4%	20
足立区	41	51	55	0	0	4	0	0	2	153	26.8%	15
葛飾区	38	49	34	0	1	3	0	0	0	125	30.4%	17
江戸川区	33	50	48	0	0	12	0	0	2	145	22.8%	10

※出典：「東京都福祉保健局 社会福祉施設等一覧 第2 児童福祉法等 認可保育所（令和4年5月1日時点）」から抜粋して作成。

※区市町村には委託運営及び指定管理を含む。

## 区立保育園が担う役割について

区立保育園は、区の保育施策が普遍的に目指す「保育を必要とするすべての子どもが、安心・安全で、その育ちに資する保育を受ける」を実現するための地域拠点として、区全体の保育の視点に立ち、保育の質の維持・向上や、その時点において個別の私立保育所では対応が困難な保育の課題に取り組んでいる。

### 1 区立保育園が現在担っている役割

区立保育園は、現時点において以下の役割を担っており、保育施策の着実な推進のため、今後も、各地域の区立保育園が、引き続きその役割を果たしてくものとする。

#### (1) 中核園

##### ア 概要

##### 【経過】

- この間の保育施設整備に伴い、施設数が急増する状況において、保育の質の維持・向上に向けては、地域を単位として様々な保育施設が協力・連携を図る取組が必要となった。そのため、区立保育園が地域における「中核園」として、保育施設間の連携・情報共有等の促進など、保育内容の向上に向けた取組の企画、調整及び実施等の役割を担うこととした。
- 中核園は、令和2年度に、7地域に1園ずつ指定することとし、取組状況を踏まえ、その後の指定拡大等を検討する方針とした。令和3年度に実施した中核園の取組に関する検証結果を踏まえ、令和5年度に「西荻窪」、「荻窪」及び「阿佐谷」の3地域を南北に分割の上、それぞれに中核園を1園ずつ置くこととした。

##### 【現状】

- 中核園の取組によって、地域における保育施設間の連携が深まるとともに、情報共有の機会を通じた専門性の向上など、地域の保育施設全体の保育内容の向上につながっており、現在、こうした取組の充実を図っているところである。
- 中核園の取組については、中核園が単独で担っているのではなく、中核園を補佐する区立保育園（以下「補佐園」という。）が、取組の企画段階からのアイデア出しのほか、職員交流や研修等における職員の応援、園庭解放などの協力を行うことで実施している。こうした中核園と補佐園の緊密な協力・連携が、より充実した取組の実施につながっている。

<令和4年度における中核園の主な取組の実績（11月14日現在）>

主な取組	実施場所及び実施回数	
	中核園	補佐園
地域懇談会	18回	—
保育士・看護師等の交流・学び合い	35回	61回
園児の交流	4回	0回
園庭開放	17回	43回
中核園研修、園内研修の相互参加	13回	12回

※園児の交流はコロナ禍を踏まえ実施を控えていた。

イ 区立保育園が中核園等を担う理由

- 区は、この間、保育定員数を確保するために私立認可保育所の新設を中心とした保育施設等の整備を行っており、並行してこれらの施設等における保育の質の維持・向上を図ることも区の責務である。そのため、地域において保育の質の維持・向上に取り組む中核園は、区の責務として各地域に存する区立保育園が担うことがふさわしい。
- また、中核園の取組を継続し、さらに充実させていくには、これまでと同様に、中核園と補佐園との緊密な連携が欠かせないことから、補佐園についても、区立保育園が担うことが適当である。
- 中核園の取組は、中核園1園に対し、地域によっては複数の補佐園が連携することで、円滑な実施を実現している。現在計画している民営化が進んだ後も、その取組を維持・充実するためには、下表の補佐園数が必要である。

<中核園とその取組を補佐する区立保育園数等（令和7年4月予定）>

地域	井草	西荻窪		荻窪		阿佐谷		高円寺	高井戸	方南・和泉
		北	南	北	南	北	南			
中核園	四宮	西荻北	松庵	本天沼	荻窪東	阿佐谷東	成田	高円寺東	久我山	和泉
補佐園数	2園	2園	1園	1園	2園	2園	1園	2園	2園	2園
保育施設数	20所	22所	16所	25所	20所	22所	26所	38所	35所	39所

※保育施設数は区立保育園を含む。

(2) 障害児指定園

ア 概要

【経過】

- 昭和48年度に荻窪南保育園を障害児指定園として開設して以降、障害児保育の需要の増加に対応するため、「杉並区障害児保育運営要綱」に定める設備等の基準を満たす区立保育園を段階的に障害児指定園として指定してきた。これにより、障害児指定園は15園になるとともに、7地域の標準生活圏域すべてに配置し、身近な地域における障害児保育の受け皿を確保してきた。
- また、平成28年5月の児童福祉法の改正を受け、障害児指定園における医療的ケア児\*の受入れを開始し、現在2園で2人の医療的ケア児を受け入れている（累計7人）。

※杉並区立保育園における医療的ケア実施ガイドラインに定める受入れの要件等を満たす児童。

【現状】

- 現在の障害児指定園の指定状況等は、以下のとおり。

<障害児指定園の配置状況及び地域における確保定員（令和4年4月時点）>

地域	井草	西荻窪	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南・和泉	計
指定園	1園	3園	2園	3園	3園	2園	1園	15園
受入枠	4名	13名	10名	14名	13名	8名	3名	65名
定員	1,464名	1,910名	2,943名	2,909名	2,032名	2,295名	2,220名	15,773名

※中央線沿線地域など保育需要の高い地域には、複数の指定園を地域内に分散して配置し、障害児保育独自の受入枠を確保している。

- 区内認可保育所全体において障害児\*を受入れているが、障害児指定園については、障害児保育の受入枠を独自に設けているとともに、受入れに必要な設備や人員配置を行っていることから、以下のとおり、1所あたりの平均受入人数が多い状況にある。

<令和4年8月現在の受入状況>

類型	施設数	受入人数	1所あたり 平均受入人数
障害児指定園	15園	54人	3.6人
その他区立保育園 ※指定管理除く	15園	17人	1.1人
私立保育所 ※指定管理含む	160所	65人	0.4人

#### イ 区立保育園が障害児指定園を担う理由

- 障害児指定園は、障害児の受入に要する保育面積と人員を常態的に確保する必要があり、在所児童数に応じて運営費が支払われる公定価格の仕組みの中で、私立保育所が必要な障害児保育の全てを担うことは困難である。このことから、現状においては、区立保育園がその役割を担うことが適当である。
- この間の発達障害の増加傾向や更なる医療技術の発達により、今後も障害児保育の需要は増加が見込まれる。そのため、地域における安定的な供給確保や現在の定員充足率（令和4年8月現在83.1%）、重度障害児及び医療的ケア児の受入拡大に向けた取組を一層進める観点から、当面、現在の障害児指定園15園が必要である。

#### (3) 区立保育園の役割を支える職員の存在と人材育成の場

- 区の職員は、技術の習得や多様な保育経験を積むことで、区の保育施策全体に視野を広げ、保育の質の維持・向上を図る役割を担っている。区立保育園は、中核園や障害児指定園など、様々な保育環境を通じて、こうした役割を担う職員を育成する場であり、区の保育施策の着実な推進のために欠かすことができない。

## 2 今後の区立保育園が担う役割（案）

現下の保育を取り巻く環境等を踏まえると、今後、区立保育園は、以下のとおり保育のセーフティネットとしての役割を担うことが求められる。

#### (1) 保育の継続性の確保

- 今後の保育需要の動向は、少子化の進展により、これまでの増加傾向から減少傾向に転じることが見込まれる。これにより、一部の私立保育所においては、将来的に運営の継続が困難な状況が生じる恐れがある。また、コロナ禍の経験により、社会活動が危機的状況にあっても、保育を継続することの必要性が認知されたところであり、地震や水害等による自然災害など、不測の事態が発生した際の対応が一層求められている。こうした状況において、各地域の区立保育園が、他の私立保育所とも連携・協力しながら、児童の受け入れ先を確保するなど、保育の継続性を担保するためのセーフティネットとしての役割を担う。

#### (2) 福祉的な支援を要する児童の積極的な受入れ

家庭環境に課題があり家庭での保育が困難な児童など、福祉的な支援を要する児童について、安心・安全な育ちを保障することを目的に、以下の受入れの仕組みを整備する。

- 病気による入院や保護者が行方不明などの緊急一時保育の対象としての要件には満たないが、子ども家庭支援センター等の関係機関の判断により、保育所において継続的な保育が必要と認められた児童について、区立保育園での保育を一定期間実施する。

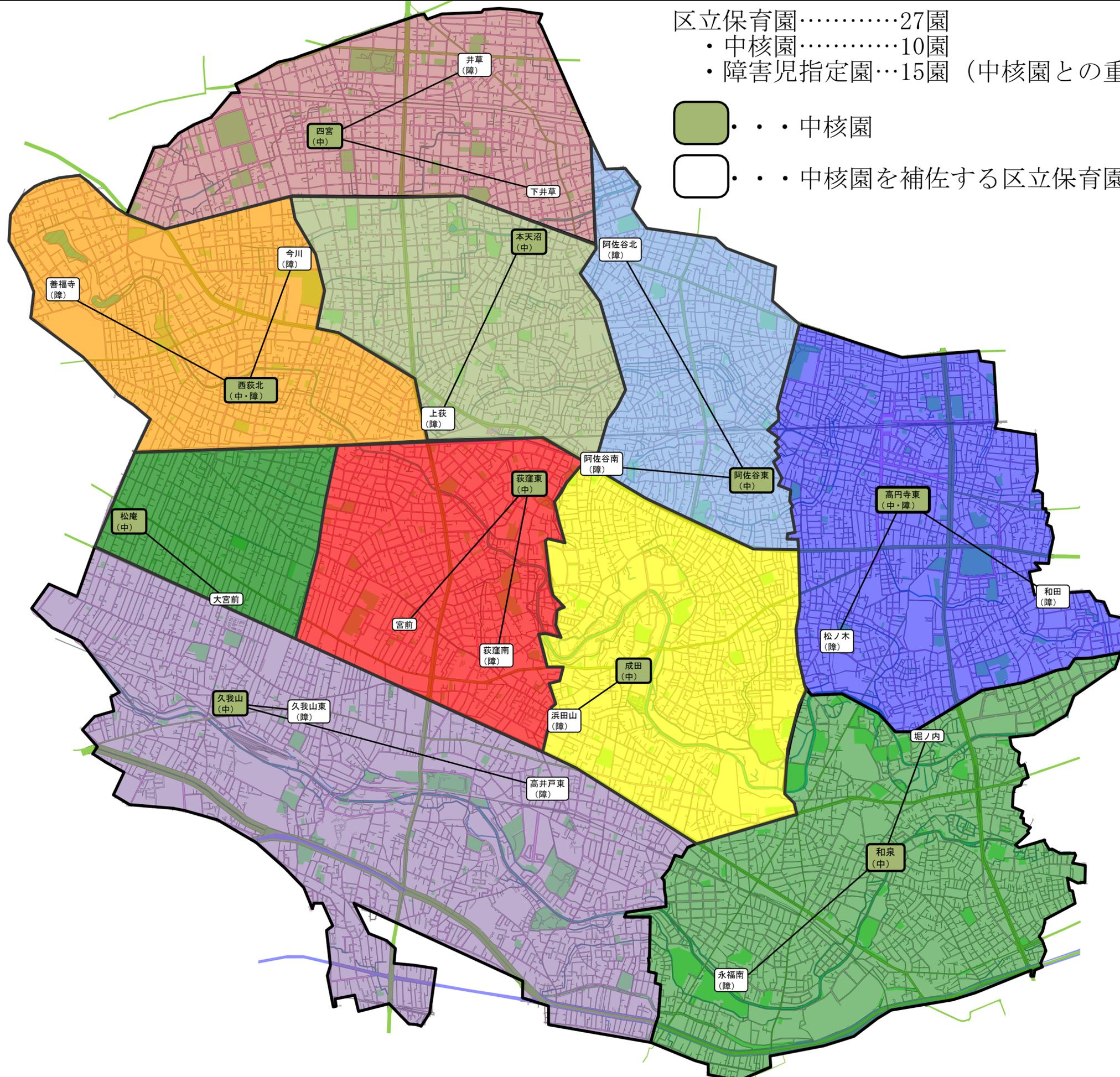
- 実施園においては、独自の受入枠を設けるとともに、福祉的な支援を要する児童の受入れに必要な人員を常態的に確保することで、月途中の受入れを行う。こうした仕組みを整備することにより、課題を抱える家庭の保護者と子ども両方のセーフティネットとして、保健所等との連携を図りつつ、家庭環境の早期改善等に向けた継続的な支援に一層取り組む。

区立保育園配置図（令和7年4月予定）



区立保育園……………27園  
 ・中核園……………10園  
 ・障害児指定園…15園（中核園との重複指定2園を含む）

● …… 中核園  
 ○ …… 中核園を補佐する区立保育園



1.0km  
1:18,500